

愛知県公立大学法人不動産貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県公立大学法人不動産管理規程（以下「不動産管理規程」という。）第12条の規定に基づき愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）における不動産の貸付けの取扱いについて必要な事項を定める。

(貸付範囲)

第2条 法人の業務に支障がない限り、次の各号に掲げる場合に貸付けることができる。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体又は公共的団体等（以下「国等」という。）において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 法人の業務の一部を法人以外の者に代行又は委託した場合において、不動産を貸付しなければ法人の業務の円滑な運営が期せられない場合
- (3) 法人の施設を公開する場合において、入場者等へのサービス等を法人以外の者に行わせるため、不動産の一部を貸付する場合
- (4) 教職員、学生（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- (5) 法人の業務の遂行上その必要性が認められる場合で、職員等又は当該不動産を利用する多数の者の利便を図るために、現金自動設備を設置する場合
- (6) 運輸事業、通信事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (7) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設としてその用に供する場合、又は当該資産の貸し付けを認めないことが法人の公共的、社会的、経済的見地から妥当ではない場合
- (8) 法人の施設の利用が公共性、公益性に反せず、地域貢献に資する場合、社会性又は経済的見地から妥当と判断される場合、大学の魅力づくりや知名度向上に資する業務等と判断される場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、資産管理責任者が認めた場合

(貸付とみなさない範囲)

第3条 法人の業務の遂行のため、法人が提供する次の施設は貸付とはみなさない。

- (1) 清掃、警備、設備管理等の役務を法人以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設。ただし、当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化している場合に限る。
- (2) 法人発注の工事等に伴う工事用地及び仮設物の設置等の用地
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供するものと認められる場合

(貸付の手続等)

第4条 不動産の貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、不動産貸付申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 資産管理責任者は、前項の申請が適当であると認めたときは、様式2又は様式3により借受人との間に貸付にかかる契約を締結するものとする。ただし、借受期間が1月以内の貸付にあつては、様式4により貸付を許可するものとする。

(申請者等の選定)

第5条 申請者の選定にあつては、資力、信用、技能等を十分調査しなければならない。

2 次の各号に掲げる者の申請にあつては、貸付の決定または承認（以下「貸付の決定等」という。）をすることができない。また、貸付の決定等の後に、次の各号に掲げるものの使用であることが判明したときは、当該貸付の決定等の取消し等を行うものとする。

- (1) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第9条の規定により、暴力団の利益になると認められるとき
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき
- (3) 本学の教育研究の遂行に支障あるとき
- (4) 施設等を損壊または甚だしく汚損するおそれのあるとき
- (5) 政治的行為及び宗教的活動
- (6) 特定の個人、団体等をひぼう、名誉を傷つける活動
- (7) その他施設の管理運営上の支障あるとき

(貸付期間)

第6条 不動産の貸付は原則的に1年間を限度とする。ただし、必要に応じてこれを更新することができる。

(貸付料)

第7条 不動産の貸付をする場合の貸付料は有償とし、別に定める施設以外については、愛知県行政財産の特別使用に係る使用料条例に準じて算出した額とする。ただし、必要と認める場合は、これを上回ることができる。なお、不動産管理規程第3条第1項第4号（以下、「一時使用」という。）に該当するものについては、別に定める。

2 不動産の使用に伴う電気、水道、ガス等の諸設備の利用に必要な経費（以下「光熱水費等」という。）については、使用者が負担するものとする。

(火災保険)

第8条 独立した1棟の建物の全部又はその大部分の貸付をする場合においては、必要に応じて貸付の相手方に法人を受取人とする火災保険契約を締結させるものとする。

(無償貸付)

第9条 不動産を無償又は減額貸付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 設立団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 風水害、火災等により被害を受けた者に貸し付ける場合
- (3) 公立学校共済組合及び地方職員共済組合がその職務遂行のために利用し、又は組合員の福祉の向上に寄与するために組合が業者に委託して行う事業に必要な施設を貸し付ける場合
- (4) 第2条第4号に定める場合
- (5) 法人の教職員が属する学会、研究会等の開催
- (6) その他資産管理責任者が特に必要があると認めた場合

2 無償貸付における光熱水費等については、別に定める。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 第7条一時使用について、貸付料等を定める施設は以下の通りとする。

- 別記1 体育施設
- 別記2 教室等
- 別記3 講堂等
- 別記4 光熱水費等

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別記1（第7条関係）

体育施設の貸付料（光熱水費含む）

区 分		貸付料(税抜)
長久手キャンパス第1グラウンド (多目的グラウンド) (照明使用不可)	午前(8:00~12:00)	8,400円
	午後(13:00~17:00)	8,400円
長久手キャンパス第2グラウンド (野球場)	午前(8:00~12:00)	5,600円
	午後(13:00~17:00)	5,600円

備考

- 1 表に掲げる利用区分に応じて貸付料を徴収するものとし、利用時間が利用区分に定める時間未満の場合にあっても、右欄に掲げる額を貸付料として徴収する。
- 2 借受人が使用できる日は、法人及び大学の行事で使用する日以外及び法人及び大学の指定する日以外の、土曜日及び日曜日とする。
- 3 体育施設の管理のため必要があると認めるときは、使用できる日及び使用時間を変更することができる。

別記2（第7条関係）

教室等の貸付料(光熱水費含む)

区 分					貸付料(税抜) (円/時間)	
長久手キャンパス	B棟	B101	中講義室	101.28 m ²	7:00~18:00	1,414円
		B102	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B103	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B104	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B105	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B106	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B107	中講義室	101.28 m ²	7:00~18:00	1,414円
		B108	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B109	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B110	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B111	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B112	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B201	中講義室	101.28 m ²	7:00~18:00	1,414円
		B202	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B203	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B204	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円
		B205	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026円

区 分					貸付料(税抜) (円/時間)	
		B206	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
		B207	中講義室	101.28 m ²	7:00~18:00	1,414 円
		B208	中講義室	101.28 m ²	7:00~18:00	1,414 円
		B209	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
		B210	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
		B211	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
		B212	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
		B213	小講義室	73.43 m ²	7:00~18:00	1,026 円
	G棟	G001	語学用講義室	71.52 m ²	7:00~18:00	999 円
		G002	語学用講義室	71.52 m ²	7:00~18:00	999 円
		G003	語学用講義室	71.52 m ²	7:00~18:00	999 円
		G004	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円
		G101	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円
		G102	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円
		G103	語学用講義室	71.52 m ²	7:00~18:00	999 円
		G104	語学用講義室	71.52 m ²	7:00~18:00	999 円
		G105	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円
		G201	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円
		G202	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	999 円
		G205	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	999 円
	G206	語学用講義室	47.68 m ²	7:00~18:00	666 円	
	H棟	H004	特大講義室	162.56 m ²	7:00~18:00	2,270 円
		H005	特大講義室	162.56 m ²	7:00~18:00	2,270 円
		H201	大講義室	121.92 m ²	7:00~18:00	1,703 円
		H202	大講義室	121.92 m ²	7:00~18:00	1,703 円
		H203	大講義室	121.92 m ²	7:00~18:00	1,703 円
	S棟	S101	特別講義室Ⅰ	227.20 m ²	7:00~18:00	3,763 円
		S201	特別講義室Ⅱ	299.70 m ²	7:00~18:00	4,964 円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間に切り上げて計算するものとする。
- 2 借受人が使用できる日は、法人及び大学の行事で使用する日以外及び法人及び大学の指定する日以外とする。
- 3 教室等の管理のため必要があると認めるときは、使用できる日及び使用時間を変更することができる。

別記3 (第7条関係)

講堂等の貸付料(光熱水費含む)

区 分			貸付料(税抜)	
長 久 手 キ ャ ン パ ス	K棟	多目的ホール 280.08 m ²	午前(9:00~13:00)	15,700 円
			午後(13:00~17:00)	15,700 円
			夜間(17:00~21:00)	15,700 円
		小ホール 217.10 m ²	午前(9:00~13:00)	12,200 円
			午後(13:00~17:00)	12,200 円
			夜間(17:00~21:00)	12,200 円
		文化交流室A 92.16 m ²	午前(9:00~13:00)	5,200 円
			午後(13:00~17:00)	5,200 円
			夜間(17:00~21:00)	5,200 円
		文化交流室B 56.24 m ²	午前(9:00~13:00)	3,200 円
			午後(13:00~17:00)	3,200 円
			夜間(17:00~21:00)	3,200 円
	和 室 79.92 m ²	午前(9:00~13:00)	4,500 円	
		午後(13:00~17:00)	4,500 円	
		夜間(17:00~21:00)	4,500 円	
L棟	講 堂 2,015 m ² 座席数 900 席	午前(9:00~13:00)	112,600 円	
		午後(13:00~17:00)	112,600 円	
		夜間(17:00~21:00)	112,600 円	

備考

- 1 表に掲げる利用区分に応じて貸付料を徴収するものとし、利用時間が利用区分に定める時間未満の場合にあっても、右欄に掲げる額を貸付料として徴収する。
- 2 借受人が使用できる日は、法人及び大学の行事で使用する日以外及び法人及び大学の指定する日以外とする。
- 3 講堂等の管理のため必要があると認めるときは、使用できる日及び使用時間を変更することができる。

別記4（第9条第2項関係）

無償貸付における光熱水費等について

- 1 貸付床面積 1 m²あたり、時間単価 0.46 円(税抜)で基本積算する。
- 2 学会の場合、規模の大小、参加費の有無、主催又は共催にかかわらず徴収する。
- 3 教職員が学会等の事前打ち合わせ程度のことを行う場合は徴収しない。
- 4 法人又は大学及び教職員等が行う研究会等（学会開催を除く）の事業は徴収しない。
- 5 資産管理責任者が特に認めた場合は徴収しないことができる。
- 6 長久手キャンパスの取り扱いについて
 - (1) 積算算出面積は原則として棟単価とする。
 - (2) 開校日等で法人及び大学及び他団体と併用する場合は部屋面積で積算する。
 - (3) K棟とL棟については原則棟単価のみの積算とする。
 - (4) 2棟以上同時使用の場合は、主となる1棟に棟単価を適用し、他の棟は実際に使用する部屋面積合計にm²あたりの時間単価を乗じて算出する。
 - (5) 棟単価（G棟及びH棟は教室・講義室のみの面積）は下表とする。

場所	面積	棟単価/時間 (税抜)
B棟（講義棟・南）	3,279 m ²	1,508 円
G棟（日本文化学部・教育福祉学部棟）	884 m ²	407 円
H棟（講義棟・東）	2,639 m ²	1,214 円
K棟（学術文化交流センター）	2,053 m ²	944 円
L棟（講堂）	2,015 m ²	927 円
S棟（特別講義棟）	715 m ²	329 円